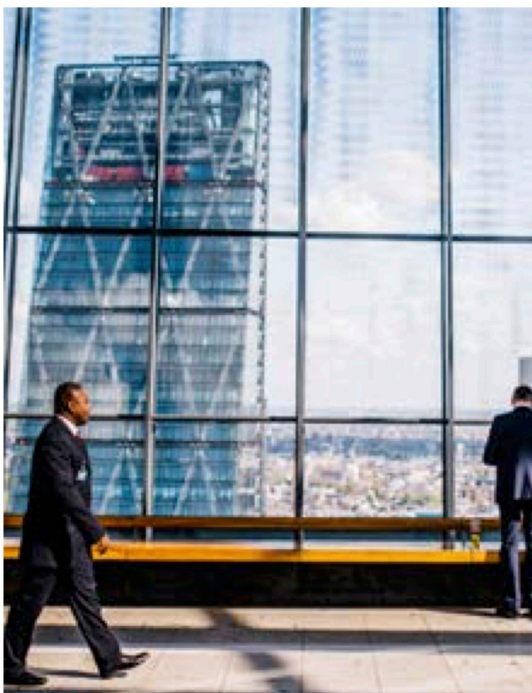


企業犯罪：法律と規制は企業に対してわずかな効果しかない



法的介入は企業による違反にもた
らす抑止効果が小さい

本レビューの目的は何か？

このキャンベル系統的レビューでは、企業犯罪を抑止する介入の効果について検討する。本レビューは違反のリスクを低減させるための正式な法的、行政的戦略について分析している。著者らは106件の研究を要約しており、介入はそれぞれにサブカテゴリーをもつ6つの介入カテゴリーにグループ分けされている。介入グループには (1) 法律、(2) 懲罰的制裁（例えば、逮捕、罰金あるいは訴追の可能性）、(3) 規制機関による非懲罰的行動（例えば、業務停止命令）、(4) 規制政策（例えば、企業監査）、(5) その他の制裁、(6) 複合的措置がある。

法律は、会社や、法律で規制されている地理的単位での違反にもたらず抑止効果が小さいが、個人に対してはそうではない。規制政策は、企業ではなく個人の違反を抑止する。同時に1つ以上の介入を用いると、個人と企業の両方に小規模で一貫した抑止効果があるということが明らかになった。

本レビューは何に関するものか？

企業犯罪には被雇用者個人が行なう犯罪と機関が行なう犯罪が含まれる。犯罪の中には軽微な違反行為もある。中には国境を越えた複数の組織が関与しているようなより深刻かつ複雑な違反行為もある。

質の高い研究は不足している。企業犯罪に関する限定的なデータは分散しており、報告は一貫していないことが多く、企業犯罪に関する研究の質と方法はばらつきが大きい。

犯罪学はこれまで企業犯罪よりもむしろ路上犯罪に焦点を当ててきた。こうした研究が不足していることで、企業犯罪を防止、コントロールする法的規制機関がエビデンスに基づいた政策を立案することが難しくなっている。

本レビューでは、法的規制機関、立法府、取締機関が組織的なレベルと個人的なレベルの両方の違反のリスクを低減するための正式な法的、行政的戦略の効果について検討している。

本レビューにはどのような研究が含まれているか？

この系統的レビューは、企業犯罪の防止とコントロールに関する106件の研究から得られたデータを要約している。これらの研究には、幅広いデータ元（例えば公的機関、企業の報告書、調査への回答）から得られたデータを用いた広範囲の実験的方法論や実験によらない方法論が含まれている。

(1) 法律、(2) 懲罰的制裁（例えば、逮捕、罰金あるいは訴追の可能性）、(3) 規制機関による非懲罰的行動（例えば、業務停止命令）、(4) 規制政策（例えば、企業監査）、(5) 複合的措置、という6つのタイプの措置が特定された。



規制による介入は、個人の犯罪に対してわずかではあるものの一貫した抑止効果がある

本レビューはどれくらい最新のものか？

調査は2012年に完了した。このキャンベル系統的レビューは2014年5月1日に発行された。

キャンベル共同計画Campbell Collaborationとは何か？

キャンベル共同計画Campbell Collaborationは任意かつ非営利の国際的研究ネットワークであり、系統的レビューを発行している。私たちは社会科学・行動科学におけるプログラムに関するエビデンスの質を要約、評価している。私たちの目的は、人々がよりよい選択とよりよい政策決定を行なうことを手助けすることである。

本要約について

本要約はサイモン・グーディSimon Goudie（キャンベル共同計画Campbell Collaboration）が執筆した。このPLSはCampbell Systematic Review 2014:4 'Corporate Crime Deterrence: A Systematic Review' by Sally S. Simpson, Melissa Rorie, Mariel Alper, Natalie Schell-Busey; With William S. Laufer and N. Craig Smith (10.4073/csr.2014.4)に基づいている。本要約はアン・メルビー（R-BUP）がデザインし、タニヤ・クリスチャンセンTanya Kristiansen（キャンベル共同計画Campbell Collaboration）によって編集、作成された。

介入は違反の抑止に対してどれくらい効果的か？

法的介入は、企業の違反や地理的レベルにもたらす抑止効果が小さい。個人の犯罪抑止に対する法的介入の効果について明らかにするにはデータが十分ではない。

規制による介入は、個人の犯罪に対してわずかではあるものの、一貫した抑止効果がある。企業のレベルでの抑止効果は混在していた。

同時に1つ以上の介入を用いると、個人と企業の両方に小規模で一貫した抑止効果がある。

違反に対するその他の介入の効果に関するエビデンスは混在していた。したがってこれらの効果についての結論を出すことはできない。

全体的にエビデンスの質は低く、いくつか相反する結果が出ている。比較的古い研究では有意な効果が発見される傾向があったが、これには研究デザインの弱さが反映されている可能性がある。

本レビューによる研究と政策への示唆は何か？

企業犯罪の潜在的に深刻な影響を考えるならば、政策立案者や決定者は企業犯罪を減らす方法を特定する必要がある。しかし、本レビューの基本的な結果は決定的なものではない。不法行為を抑止しコントロールする介入に関する質の高い実験的研究には差し迫ったニーズがある。こうした研究は本レビューで報告されたような明確な見識から情報を得られるだろう。